

## 11 学校における働き方改革等の推進

### 【現状と課題】

#### 時間外勤務が、月 45 時間（国・都の基準）を超える教員の割合

- ・時間外在校等時間が 45 時間を超える教員の割合が減少傾向であるものの、依然、長時間勤務の教員が多い状況

#### 病気休職、メンタルヘルス不調等の状況

- ・病気休職者（メンタルヘルス不調）割合が増加傾向

#### 外部人材の活用状況

- ・平成 30 年 2 月の「学校における働き方改革推進プラン」策定以降、大幅な規模拡充を実施

### 【強化のポイント】

- 「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」に基づき、働き方改革を一層推進
- 教員のメンタルヘルス対策等の取組の推進
- 外部人材活用の推進など学校支援の一層の充実

### 【指標】

- ✓ 時間外在校等時間が 1 か月当たり 45 時間を超える教員をゼロにする
- ✓ ストレスチェックにおける健康リスクの減少
- ✓ 東京都教育支援機構（TEPRO）人材バンク事業における活動人数の増加

## 施策展開の方向性<sup>②⑥</sup>

### 教員が心身ともに健康に、やりがいを感じながら、職務に取り組める環境の整備

#### 1 「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の着実な推進（人事部）

##### (1) 学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム

令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間に集中的に取り組むべき具体的な対策を取りまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」に基づき、学校における働き方改革を更に加速させ、教員の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

#### 2 学校・教員が担うべき業務の精査(人事部)

##### (1) 業務のアウトソーシング

学校・教員の負担を一層軽減するため、小・中学校において、学校・教員以外でも担うことが可能な業務について段階的に外部委託（アウトソーシング）を推進する。

#### 3 役割分担の見直しと外部人材の活用（人事部・指導部・総務部）

##### (1) 学校マネジメント強化事業（再掲）

公立小・中学校及び都立学校において、副校長を直接補佐する会計年度任用職員を配置する事業を平成 29 年度から（都立学校は令和元年度から）実施している。学校に配置された会計年度任用職員は、副校長の指示の下、調査業務やサービス関係の事務処理などの業務に従事する。これにより、副校長の負担を軽減し、学校経営に集中できる環境を整備する。

なお、小・中学校に配置する会計年度任用職員については、区市町村教育委員会が配置を行い、都教育委員会がその任用費用を補助する。

(2) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業

公立小・中学校において、配布物の印刷等、必ずしも教員でなくてもできる業務を教員の代わりに行う会計年度任用職員を配置する区市町村教育委員会に対して、都教育委員会がその任用費用を補助する事業を平成 30 年度から実施している。これにより、教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。

(3) 社会の力活用事業

公立小学校において、英語や体育などの教科指導に専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する区市町村教育委員会に対して、都教育委員会がその任用費用を補助する事業を令和 3 年度から実施している。これにより、教員の負担を軽減するとともに、児童の学びの充実を図る。

(4) エデュケーション・アシスタント配置支援事業（再掲）

公立小学校において、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員等を配置する区市町村教育委員会に対して、都教育委員会がその任用費用を補助する事業を令和 4 年度から実施している。これにより、教育の質の向上と教員の負担軽減を推進する。

(5) 部活動指導員の配置・活用（再掲）

部活動指導員を配置し、都立学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減を図りながら、部活動の一層の充実を推進する。

(6) 中学校の部活動における外部指導者の配置支援（再掲）

中学校の部活動において、外部指導者を積極的に配置し、専門的な技術指導等による部活動の質の向上と教員の負担軽減を促進する。

(7) 地域運動部活動推進事業（再掲）

スポーツ庁の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

(8) 地域文化部活動推進事業（再掲）

文化庁の「部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

(9) 部活動の地域連携・地域移行（再掲）

ア 都立中学校等の部活動における地域連携促進事業

イ 都立学校における部活動改革パイロット校

学校部活動の地域連携・地域移行に向けて、地域スポーツ・芸術団体等との連携方法や、休日を中心とした地域クラブ活動としての指導者の質の保障、活動場所の確保及び円滑に

## 11 学校における働き方改革等の推進

使用するための方法、円滑な教員等の兼職・兼業等について試行的に取り組み、東京都の実態に応じた地域クラブ活動としての在り方を検証する。

### (10) 公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）との連携（再掲）

東京都教育支援機構（TEPRO）は、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、学校をきめ細かくサポートする全国初の多角的支援組織として都教育委員会が令和元年度に設立した政策連携団体で、以下の事業を実施している。

- ・ 都内公立学校が必要とする多様な人材を確保して必要な研修を実施した上で紹介する人材バンク事業
- ・ 都立学校において生じる日常的な懸案事項について、教育分野に詳しい弁護士が法的知見に基づく助言を行う学校法律相談デスク事業
- ・ 都教育委員会から受託した東京都国際交流コンシェルジュ事業、都立学校施設維持管理事業等

令和7年度においては、人材バンク機能の充実に向けた取組を実施するとともに、学校法律相談デスク事業を一部区市町村に拡大している。また、学校における業務のアウトソーシングやコンサルタントを活用した業務改革支援事業等を新たに受託している。

引き続き、学校から TEPRO へ寄せられる期待に十分に答えていけるよう、緊密な連携を図っていく。

## 4 負担軽減・業務の効率化（人事部・指導部・総務部・都立学校教育部）

### (1) システムの活用による臨時的任用教職員の確保支援

臨時的任用教職員等の候補者と各学校の希望条件等とのマッチングを支援するシステムを運用し、学校における候補者との折衝業務を効率化し、迅速な確保に繋げるとともに、副校長等の業務負担の軽減を図る。また、更なるシステムの活用推進に向けて、マニュアル等の整備を進める。

### (2) 産休・育業代替教職員の安定的確保

産休の取得や育業をすることが見込まれている教職員が安心して出産・育児に専念できるよう、代替のための臨時的任用教職員を最大4か月前倒しで任用する。

### (3) 教員の校務負担軽減のための時数軽減（拡充分）

従来の教務主任や生活指導主任などに加え、研究主任や学年主任など、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減する。

### (4) 小学校における英語教育に関する指導体制の整備（再掲）

英語指導の専門性の確保や新学習指導要領の実施に伴う教員の負担増加に対応するため、22学級以上の大規模な学校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には必要な講師時数を措置する。

### (5) 統合型校務支援システム等の運用

#### ア 統合型校務支援システムの運用

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、統合型校務支援システムの運用を行う。

#### イ 定期考査採点・分析システムの活用

都立高校等において定期考査採点・分析システムを活用し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに、

問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や個に応じた指導を推進する。

#### ウ 学校と保護者との連絡手段のデジタル化

児童・生徒の欠席や保護者へのお便り配信のデジタル化を全都立高校で実現する。

#### (6) 校務のデジタル化

都立学校の教職員に対しスマホ等を貸与し、メール・チャット等のアプリケーションの有効活用や、教員が安全に生徒の個人情報管理できる教務手帳の電子化を検証する。

#### (7) 教科担任制の推進

中学校への準備段階にある小学校高学年において専科教員を加配し、教員が教科を分担して専門的に指導するとともに、複数の教員による児童支援を進めることにより、小学校教員の負担軽減と教育の質の向上を推進する。

#### (8) コンサルタントを活用した業務改革支援

公立学校 20 校（小・中・高・特）において各校の状況に応じた業務改革を進めるため、コンサルタントを活用し、具体的な改善策の提案・実施や効果検証等、学校の取組を 1 年間伴走型で支援する。

#### (9) 経営企画室の事務支援

##### ア 派遣職員の配置

経営企画室では、職員の超過勤務が増加傾向にあり、電話の取次ぎや窓口対応をはじめ様々な業務の負担が課題となっている。このため、都立学校の経営企画室に民間事業者を活用して派遣職員を配置し、経営企画室の業務の一部を担うことで、経営企画室の事務支援を図る。

##### イ 電話自動応答装置の導入

経営企画室における電話対応業務の負担軽減を図るため、将来的に電話自動応答装置を全校に導入することを目指し、今年度は試験的に 9 校に導入する。

### 5 働く環境の改善(人事部・指導部)

#### (1) 職員室の環境改善

都立学校において、教員同士のコミュニケーションの円滑化や校務運営の効率化を図るため、机やキャビネットの更新を図りつつ、職員室内のレイアウトや動線等を工夫するなど、各学校のニーズに合わせ、機能性が高く働きやすい職員室を整備する。

#### (2) 教員支援情報ポータルサイトの運営（再掲）

都内公立学校の教員が、教育に関する必要な情報を得られるようにするため、「教員支援情報ポータルサイト」を運営し、自身のキャリア形成及び教育課題等に対応する資質・能力の育成に活用できるようにする。

### 6 意識改革・風土改革（人事部）

#### (1) 在校等時間の見える化

管理職等が教職員の勤務状況を把握し、必要に応じて適切な指導・助言を行うことにより、各学校におけるタイムマネジメントを意識した働き方改革を推進するため、在校等時間を詳細に分析することが可能なダッシュボードを作成するとともに、働き方改革の取組を発信するポータルサイトを構築する。

#### (2) 学校と家庭・地域とのより良好な関係づくり（再掲）

学校を取り巻く環境の変化に対応した、保護者・地域との良好な関係に基づく学校運営が一層求められている。こうした状況に対応するため、「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議」を新たに立ち上げ、学校現場における、保護者・地域とのより良好な関係づくりに向けて専門的な見地から議論を行い、必要な施策を構築していく。

## 施策展開の方向性⑳

### 教員一人ひとりの健康保持の実現

#### 1 アウトリーチ型相談事業の実施（人事部）

##### (1) 教職員アウトリーチ型相談事業

小・中学校及び都立学校において、区市町村教育委員会や学校の希望に基づき、各学校に臨床心理士等の相談員を派遣し、原則、当該学校に所属する全教職員との面談を実施する。さらに、新規採用教員、メンター、病休復職者他の区市町村から初めて異動した小学校教員等に対しては、全員を対象に相談員を派遣し、面談を年2回実施する。

面談を通じて、メンタルヘルスケアが必要な教職員を早期に発見し、必要に応じて病院等の専門窓口を案内するとともに、面接結果を分析し、各学校の現状や改善点を各教育委員会や学校へ提供することで、教職員が安心して働ける職場環境を整備する。

#### 2 教職員相談窓口の充実（人事部）

##### (1) 教職員相談窓口（先生たちのほっと LINE）

身近なコミュニケーションツールとなっている LINE を活用し、教職員が匿名により、職場の人間関係や日頃の業務上の悩みについて、気軽に相談できる窓口を運営していくとともに、適切な相談窓口を案内するコンシェルジュ的な役割も果たしていく。また、アウトリーチ相談事業と連携していくことで、教職員がメンタルヘルス不調に陥る前に、メンタルヘルス不調の要因の未然防止を図っていく。

#### 3 メンターによる新規採用教員への支援（人事部）

##### (1) 新規採用教員メンターの配置

小学校において、年齢の近い校内の先輩教員などに、いつでも相談を行える新規採用教員メンターを令和6年度から新たに導入した。令和7年度には全校種に拡大し、日常的な声掛けや様々な相談を通じて、新規採用教員を支援していくとともに、管理職やメンターにより良いコミュニケーションのための研修を行い、新規採用教員の職場定着と学校全体の人材育成力の向上を図る。

#### 4 啓発資料、ストレスチェックの活用促進（福利厚生部）

##### (1) メンタルヘルスポータルサイトの運営

教職員のメンタルヘルス支援に関する情報を集約したポータルサイトを運営し、教職員がメンタルヘルスに関係する情報にアクセスしやすい環境を整備する。

##### (2) 啓発冊子の配布

全教職員にメンタルヘルスに関する啓発冊子を配布する。

##### (3) メンタルヘルス啓発ミニ動画の配信

教職員のメンタルヘルスに関する知識付与、普及啓発のため、セルフケア、ラインケア等について学べるミニ動画を、配信する。

#### (4) ストレスチェック等の実施

都立学校教職員のメンタルヘルスに対する意識を高め、「早期自覚」、「早期対処」につながる心理的な負担の程度を把握するため、ストレスチェックを実施し、ストレスの状況について気づきを促す。検査結果は学校ごとに集計・分析の上、管理職にフィードバックし、職場環境改善につなげる。また、希望校には職場環境改善アドバイザーを派遣して、各学校の職場環境改善を支援する。

### 5 副校長ベーシックプログラムによる新任副校長への支援（福利厚生部）

学校の業務は複雑・多様化し、学校管理職には高度な力量が求められている。こころのケアに関する知見を深め、心身の健康管理のセルフケアの機会及びカウンセリング体験を通じて、管理監督者としてラインケアを行う上での基礎知識を習得することを目的として、新任副校長を対象に実施する。

### 6 メンタルヘルス相談窓口の充実（福利厚生部）

精神的な不調を覚えた早期の段階で相談できるよう、東京都教職員健康相談員（医師）による面接相談を実施するほか、土曜日及び日曜日に臨床心理士等に相談ができる個別相談室の開設、勤務時間外にも利用できる電話相談やWEBフォーム相談を行うなど、気軽に相談できる支援体制を図る。

### 7 学校への訪問による相談の実施（福利厚生部）

訪問相談員（臨床心理士等）が学校を訪問し、管理職を対象にラインケアについて助言・支援を行う訪問相談のほか、メンタルヘルスセミナーの講師、新任副校長や新規採用教員等を対象とした個別面談を実施する。

### 8 職場復帰訓練の実施（福利厚生部）

#### (1) 職場復帰訓練の実施

精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰と再休職の防止を目的として医療機関や所属学校における職場復帰訓練を実施する。リワークプラザ東京（都が設置する職場復帰訓練の拠点）では、学校における職場復帰訓練に対して、精神科医による面接、復職アドバイザー（臨床心理士等）の配置、職場復帰訓練に関する問合せ対応等、復職に向けた支援を行う。さらに、復職支援のより一層の充実を図るため、公立学校共済組合と連携し、医療機関プログラムと学校プログラムを一体とした職場復帰支援連携プログラムを実施するほか、教育管理職向けの研修会や復職に向けたガイダンス等を実施する。

#### (2) 教員休職者等一貫型復職支援事業

都立学校教員を対象に、精神疾患で休職した初期段階から復職後まで、臨床心理士等が休職者等の状況を踏まえて、伴走型支援を実施するとともに、所属校の管理職に対しても、休職者の復職に向けた助言等の支援を実施する。

### 9 労働安全衛生に係る対策の充実（福利厚生部）

## 11 学校における働き方改革等の推進

### (1) 都立学校教職員の健康診断

ア 都立学校教職員の健康保持・増進を図るため、学校保健安全法、労働安全衛生法等に基づき、一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診、特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診並びに高気圧業務従事者健診を実施する。特別健診として、女性健診、情報機器健診、腰痛健診、C型肝炎ウィルス検査及び前立腺がん検査を実施する。実施に当たっては、巡回健診の日程確保や健診機関で実施する来院健診枠の拡大を図り、一般健康診断の受診機会確保に努める。

イ 健診結果が緊急に医療機関で受診をすべき値の場合は、本人及び管理職に緊急連絡を行うほか、二次健診の受診対象者に対して受診勧奨を実施し、疾病の予防や早期発見につなげていく。

### (2) 都立学校の安全衛生管理

#### ア 安全衛生組織

労働安全衛生法及び東京都立学校安全衛生組織等設置規程に基づき、都立学校教職員の職場における安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進している。都教育委員会は「都立学校安全衛生委員会」を設置し、各都立学校に安全衛生に関する情報を提供している。また、各都立学校は、安全衛生委員会を設置し、産業医、衛生管理者等を選任し、配置している。

#### イ 長時間労働者への面接指導

労働安全衛生法の改正等に伴い、令和元年度から拡充した産業医による長時間労働者への面接指導制度に基づき、長時間労働が著しい者については、対象となる要件により本人の申出なしに面接指導を実施する。

#### ウ 産業医に対する研修会の実施

都立学校産業医に対して、メンタルヘルスを中心とした研修会を年に3回実施する。

#### エ 衛生管理者の資格取得支援

都立学校教職員が衛生管理者の資格を取得するための講習会等への参加に対し、公費負担を行う。

#### オ 保護具の措置

都立学校に勤務する職員の労働災害及び健康障害を防止するため、東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程に基づき、一般技能職員及び都立学校用務専門員に対し、保護具を措置する。

## 施策展開の方向性<sup>28</sup>

### 公益財団法人東京都教育支援機構 (TEPRO) との連携による学校支援の充実

#### 1 東京都教育支援機構 (TEPRO) による学校への支援 (総務部)

##### (1) 公益財団法人東京都教育支援機構 (TEPRO) との連携

東京都教育支援機構 (TEPRO) は、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、学校をきめ細かくサポートする全国初の多角的支援組織として都教育委員会が令和元年度に設立した政策連携団体で、以下の事業を実施している。

- ・ 都内公立学校が必要とする多様な人材を確保して必要な研修を実施した上で紹介する人材バンク事業

- ・ 都立学校において生じる日常的な懸案事項について、教育分野に詳しい弁護士が法律的知見に基づく助言を行う学校法律相談デスク事業
- ・ 都教育委員会から受託した東京都国際交流コンシェルジュ事業、都立学校施設維持管理事業等

令和7年度においては、人材バンク機能の充実に向けた取組を実施するとともに、学校法律相談デスク事業を一部区市町村に拡大している。また、学校における業務のアウトソーシングやコンサルタントを活用した業務改革支援事業等を新たに受託している。

引き続き、学校から TEPRO へ寄せられる期待に十分に答えていけるよう、緊密な連携を図っていく。